

会津美里町森林整備計画

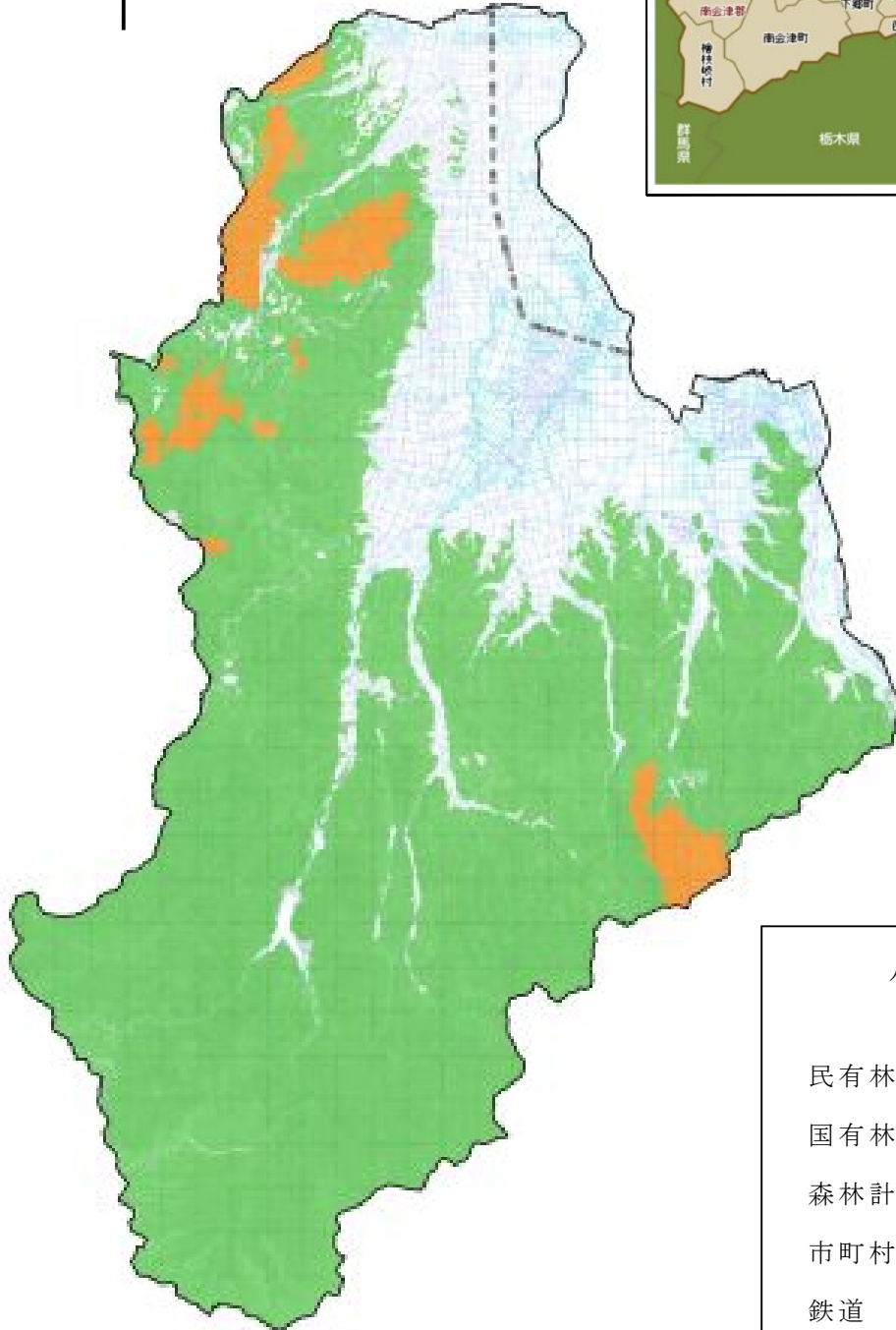
(令和6年度変更)

計画期間 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

福島県

会津美里町

市町村位置図



縮尺×15万分の1



凡 例

- 民有林 
- 国有林 
- 森林計画区 
- 市町村界 
- 鉄道 

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	P. 5
2	森林整備の基本方針	P. 5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	P. 7
II	森林の整備に関する事項	
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	P. 8
1	樹種別の立木の標準伐期齢	P. 8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P. 8
3	その他必要な事項	P. 9
第 2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	P. 9
2	天然更新に関する事項	P. 11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P. 12
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P. 12
5	その他必要な事項	P. 13
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P. 13
2	保育の種類別の標準的な方法	P. 14
3	その他必要な事項	P. 15
第 4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	P. 16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	P. 17
3	その他必要な事項	P. 17
第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	P. 17
2	森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	P. 17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P. 17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	P. 17
5	その他必要な事項	P. 18
第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P. 18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P. 18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P. 18
4	その他必要な事項	P. 18

第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P. 19
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	P. 19
3	作業路網の整備に関する事項	P. 19
4	その他必要な事項	P. 21
第 8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P. 21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P. 22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P. 22
III	森林の保護に関する事項	
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P. 24
2	その他必要な事項	P. 24
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	P. 24
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	P. 24
3	林野火災の予防の方法	P. 24
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P. 25
5	その他必要な事項	P. 25
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	P. 26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	P. 26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	P. 26
4	その他必要な事項	P. 26
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	P. 27
2	生活環境の整備に関する事項	P. 27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P. 28
4	森林の総合利用の推進に関する事項	P. 28
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P. 28
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P. 29
7	その他必要な事項	P. 29

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県の西半分を占める会津地域のほぼ中央に位置し、東は清澄な大川（阿賀川）を挟んで会津若松市と接し、北は会津坂下町、西は柳津町、南は下郷町及び昭和村と接している。

本町の総面積は 27,633ha で、面積の約 7 割が山岳と山麓で占められており、民有林が 18,962ha、国有林が 1,167ha、民有林のうち人工林は 5,184ha 天然林は 13,754ha となっている。

これらの豊かな森林資源を有効活用するため、除伐、枝打ち、間伐等の保育作業を計画的に行い、質の高い森林づくりを進めている。

森林は木材生産をはじめ、国土の保全、水源涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健・文化機能など多面的機能を有しており、この様な機能の高度発揮を図るため、天然林については、広葉樹林の有する公益的機能を図りながら広葉樹林を造成し、さらにしいたけ原木林の造成等、地域の特性を考慮した施業を推進している。

人工林については、間伐等の施業は必要不可欠であり、森林組合や町内の林業事業体等の積極的な指導及び、生産基盤である路網の整備、維持管理が必要となっている。

さらに地域住民と都市住民の交流を深める場、森林レクリエーションの場とし、自然保護の思想高揚と健康増進を図り、住民福祉の向上に資するため有効利活用を図りながら快適な生活環境づくりを推進している。

また、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を推進し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション・文化(生物多様性保全含む)機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

また、史跡、名称等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設の整備されている森林、さらに生物多様性保全機能として原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

- ① 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
- ② 自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- ③ 集水区域やダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- ④ 放射性物質の影響防止に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策を推進し、必要に応じて森林の保育・間伐等による対策を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

- ① 災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。
- ② 立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- ③ 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
- ④ 放射性物質の影響防止に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策を推進し、必要に応じて森林の保育・間伐等による対策を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

- ① 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。
- ② 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。
- ③ 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の影響防止に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、必要に応じて森林の保育・間伐等による対策を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化(生物多様性保全含む) 機能維持増進森林

- ① 住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。
- ② 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- ③ 潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備と、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。また、歴史や文化的な由来のある森林や樹木の保全に努める。
- ④ 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していくことを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目標とするものとする。また、野生動物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

- ① 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
- ② 放射性物質の汚染状況に応じた技術開発や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策を図る。さらに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、町及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
全域	45 年	50 年	45 年	45 年	55 年	15 年	65 年	20 年

（注）標準伐期齢は、本町の立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね 20 ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が 30 % 以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40 % 以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して 1箇所当たりの伐採面積を 20 h a 以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、

天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギー（木質バイオマス）への利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	
	針葉樹	広葉樹
人工造林の 対 象 樹 種	スギ、カラマツ アカマツ	キリ、エンジュ、クヌギ、 ブナ、ナラ類、クリ類等

（注）定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ、カラマツ	1, 500－2, 500	
アカマツ	5, 000	
キリ	500	
その他広葉樹	1, 500－2, 500	

（注１）複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

（注２）上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらの方法、植栽時期、植え付けの方法その他必要な事項について定めるものとする。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラ

	マツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。
--	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で皆伐については、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

樹 種 名		備 考
針 葉 樹	アカマツ等	
広 葉 樹	クヌギ、ブナ、ナラ類等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ブナ、ナラ類等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹 種	期待成立本数（本/ha）
アカマツ、クヌギ、ブナ ミズナラ、コナラ等	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

＜立木度＞	
幼齡林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。	
立木度	$= \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上と

する。

5 その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉発生抑制対策として無花粉スギや花粉の少ないスギ苗木の使用を推進するものとする。

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。

きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	間伐時期（林齢）					標準的な方法
	初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	13	17	23	30	40	・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。 ・施業の省略化及び効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とすること。
アカマツ	17	21	26	32	39	
カラマツ	12	16	22	27	35	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法

保 育 の 種 類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																				標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
下刈り	スギ [*]	○	○	○	○	○	○	○	○	○												雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期に、適切な作業方法により行うこととし、その終期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。 実施時期6～7月頃	
	アカマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
	カラマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
雪起こし	スギ						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						間伐を行うまでの間、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。 実施時期4月末～5月頃	
つる切り	スギ [*]												○			○						下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。 実施時期6月末～7月頃	
	アカマツ													○									
	カラマツ											○											
除伐	スギ [*]												○			○						下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況や公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。 実施時期8月～10月頃	
	アカマツ													○									
	カラマツ											○											

全 域	55 年	60 年	55 年	55 年	65 年	25 年	75 年	30 年
-----	------	------	------	------	------	------	------	------

(2) **土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林**

ア 区域の設定

別表 1 のとおり。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表 2 のとおり。

(ア) **長伐期施業を推進すべき森林**

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね 2 倍以上とし、下表のとおりとする。

なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、別に定める長伐期施業を基準とする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カ ラ マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
全 域	90 年	100 年	90 年	90 年	110 年	30 年	130 年	40 年

(イ) **複層林施業を推進すべき森林**

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等。
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町は森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は5ha以下の小規模所有者が大半を占めており、また、林業従事者の高齢化、施業地の奥地化に伴い施業が進まない現状である。このため、森林の施業を計画的に行うことから、森林施業の共同化の推進し、町や林業事業体、所有者による施業の受託を進めるものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐・保育を計画的に実施するため、現在、林業の振興のため活躍している林業事業体等を中心に町ぐるみの推進体制を整備する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に留意すべき事項等について、1及び2との整合を図りつつ、以下を踏まえて実施するものとする。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとするもの（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置および維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にする。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にする。
- (3) 共同施業実施者の一部が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系	23以上	62以上	85以上
	架線系	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系	16以上	44 〈34〉 以上	60 〈50〉 以上
	架線系	16以上	4 〈0〉 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ～)	架線系	5以上	—	5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
大字松坂他	2,950	大滝線	15,191.3	1	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、国が定める「林道規程」県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施する等、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、 林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動車道	林道		大滝	2,252	(138) 2,950	○	1	指定 1011
開設 (新設)	自動車道	林道		新鶴・柳津	1,261	(37) 2,111	○	2	基幹 2160
開設 (新設)	自動車道	林専道		源田谷	550	153	○	3	その他 24374
開設 (新設)	自動車道	林専道		大滝支	6,800	249	○	4	その他 13330
開設 (新設)	自動車道	林専道		東尾岐川	2,500	168	○	5	その他 24382
開設 (新設)	自動車道	林専道		水無沢	3,380	156	○	6	その他 24383
開設 計				6	16,743				

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、 林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道		結能	50 3	332			局所改良 3146
拡張 (改良)	自動車道	林道		松倉川	200 4	1,554			局所改良 2066
拡張 (改良)	自動車道	林道		西沢	600 2	853			局所改良 2067

拡張 (改良)	自動車道	林道		海老山	200 2	(39) 1,564			局部改良 1010
拡張 (改良)	自動車道	林道		舘ヶ沢	748 1	(20) 64			幅員拡張 4482
拡張 計				5	1,798 12				

(注) 上段 () は国有林、備考の番号は路線番号である。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成 27 年 2 月 20 日付け 26 森第 3529 号）、福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成 28 年 5 月 9 日付け 28 森第 236 号）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、待避所等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等、その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項については、状況に応じて検討する。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林業従事者は、年々減少傾向にある。

対策として、森林組合等の林業事業体の組織強化拡充に努めるとともに林業事業体等の事業量の安定的確保と規模の拡大など経営体質の強化を図り、さらに労働条件、労働環境の整備、社会保障制度の整備などを通じて、若者の新規参入を促進し、バランスのとれた林業労働力を確保することとする。

また、林業従事者も年々高齢化が進み、林業離れが深刻化していることから、若い後継者の養成・確保に努める。

さらに、林業従事者の技術の向上、多能技術化を積極的に推進し人材の育成に努める。

林業事業体は林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

ア 林業機械化の促進方向

現在、当町内で使用されている林業機械は、地形が急峻であり施業規模も小さいことからチェーンソー、刈払機、林内作業車が主で人力に頼ってきたが、林業労働者の高齢化や労働力の不足が深刻化しているため、今後は、林業生産性の向上、低コスト林業を推進し、労働負荷の軽減を図るため機械作業システムの導入を推進するとともに高性能林業機械の導入についても検討していく必要がある。

イ 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材		フォワーダ 集材機 パワーショベル （グラップルソー） プロセッサ スイングヤーダ ハーベスタ	フォワーダ 集材機 パワーショベル （グラップルソー） プロセッサ スイングヤーダ タワーヤーダー ハーベスタ
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝打	鉋 鋸 自動枝打機	自動枝打機

ウ 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
山菜加工施設	竹原	山菜加工 7 千キロ	1	竹原	山菜加工 7 千キロ	1	
特用林産物生産施設	旭	菌床シイタケ 5万個	2	旭	菌床シイタケ 5万個	2	
特用林産物加工施設	東尾岐	乾燥ゼンマイ 300キロ	3	東尾岐	乾燥ゼンマイ 300キロ	3	
特用林産物加工施設	上戸原	乾燥シイタケ 25キロ	4	上戸原	乾燥シイタケ 25キロ	4	
特用林産物加工施設	大石	乾燥シイタケ 12キロ	5	大石	乾燥シイタケ 12キロ	5	

特 用 林 産 物 生 産 施 設	大 石	菌 床 シ イ タ ケ 1 万 個	6	大 石	菌 床 シ イ タ ケ 1 万 個	6	
----------------------	-----	-------------------------	---	-----	-------------------------	---	--

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

別表 3 のとおり

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護措置

計画なし

イ 捕獲

計画なし

2 その他必要な事項

該当なし

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫の被害対策における保全すべき重要な森林においては、総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、カシノナガキクイムシなどその他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表 4 のとおり。

(2) その他

本郷地区白鳳山公園の地域においては、向羽黒山の城跡が国の史跡として指定されており、景観等上重要な保全箇所であることから、地上散布や伐倒駆除のほか周辺の樹種転換も含めた総合的な防除対策を推進し、松くい虫被害の沈静化と拡散防止に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性の増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、会津美里町火入れに関する条例に基づき実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
本郷地区	13 林班 (1, 2, 5～8, 12, 15, 17～19, 35, 58, 61, 71, 72) 14 林班 (86) 15 林班 (2, 3, 12, 17, 20, 23, 28, 29, 33, 40, 50, 51, 55, 57, 64～66, 68, 73, 81, 88, 90, 91, 94, 100, 102, 104, 108, 109, 116, 120, 122, 124, 126, 128, 129, 131～134, 136～138, 143, 144, 148, 151, 152, 158, 160, 174～178, 181, 185, 196, 197, 202, 210, 221, 226, 227, 241, 247, 249, 262, 264) 28 林班 (19, 31 小班)	該当なし	
高田地区	該当なし	該当なし	
新鶴地区	該当なし	該当なし	

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、被害森林の伐採・更新や樹種転換の促進、病虫害や気象に強い抵抗性品種の導入を促進する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大滝山	高田地区 82-89	1,089.51	5.58	1,083.93	0	0	0	
八木沢	高田地区 137-138	246.75	75.93	169.44	0.28	0	1.10	
船場	本郷地区 28	135.94	8.44	122.60	0.60	0	4.30	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法

造林、保育、伐採、その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） 造林はⅡの第2に基づき実施する。 保育はⅡの第3第2項に基づき実施する。 伐採は（主伐）Ⅱの第1及び第4に基づき実施する。 伐採は（間伐）Ⅱの第3第1項に基づき実施する。
	択伐による複層林施業を推進すべき森林 造林はⅡの第2に基づき実施する。 保育はⅡの第3第2項に基づき実施する。 伐採は（主伐）Ⅱの第1及び第4に基づき実施する。 伐採は（間伐）Ⅱの第3第1項に基づき実施する。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

森林保健施設の整備

樹種	期待平均樹高	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
① 旭	(高田地区) 1-21	1,970.46
② 東尾岐	(高田地区) 22-70	3,730.58
③ 尾岐	(高田地区) 71-75, 102-122	4,010.62
④ 松坂	(高田地区) 76-101	3,967.40
⑤ 永井野・赤沢	(高田地区) 123-139	1,548.91
⑥ 船場・大石・穂馬	(本郷地区) 1-15, 28	1,366.01
⑦ 福重岡・氷玉	(本郷地区) 16-27	1,007.54
⑧ 佐賀瀬川・米田	(新鶴地区) 1-9	470.73
⑨ 上平	(新鶴地区) 10-20	469.53
⑩ 小沢・沼田	(新鶴地区) 21-29	420.73

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対 函 番 号	備 考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

当町は、森林所有者は多いが小規模所有であることや木材価格の低迷により備蓄的志向が非常に強く、生産される針葉樹の大半が町内製材業者により利用されている。また、広葉樹はシイタケ原木、パルプ材として伐採され、町内外の業者により山元取引されている。

今後は、スギ間伐材の増加に伴い間伐小径材の増大が見込まれることから、素材生産者と利用者である町内の製材業者との調整を図りつつ素材の安定供給に努める。

また、林業の再生や地域への経済効果の循環に繋げるため、町施設の整備などに地元材の活用を推進する。

なお、特用林産物の生産規模が減少しないよう、関係機関と調整を図りながら安全なシイタケ原木の供給に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

(1) 施設の名称

- ① 蓋沼森林公園
- ② 白鳳山公園

(2) 位置

- ① 会津美里町八木沢字七窪
- ② 会津美里町字船場

(3) 規模

- ① 面積 102ha
管理棟数 1 バンガロー棟数 5 オートキャンプ場 4 張
- ② 面積 128ha
管理棟数 1 アスレチック数 23 基

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
蓋沼森林公園	八木沢	102ha	八木沢	102ha	①
白鳳山公園	船場	128ha	船場	128ha	②

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

町内に整備された蓋沼森林公園の施設を活用しながら森林ボランティア等の林業体験等をより具体的に行うため、ボランティア活動グループ等の参加者の研修等を実施し、森林の造成・整備への取組に結びつけることにより、持続的なふるさと森林づくりの推進を図る。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

当町には、新宮川ダムや農業用ため池等が数多く存在することから、その上流部と下流部が連携した森林整備の取組について、働きかけるとともに、森林は水源のかん養や地球温暖化防止に資することから、下流域の市町村と連携した取組を推進する。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を実施することとする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(高田地区) 6-7, 11-16, 27-29, 32-51, 54-55, 63, 78-79, 81-90, 96-101 104-107, 109-113, 123-127 129-130, 132-133	8,232.73
	(本郷地区) 28	135.94
	(新鶴地区) 15-16, 18	104.73
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(高田地区) 11-12, 27, 33, 56, 61, 67, 73, 75-77, 80, 92, 99-103, 113-114, 116, 118-125, 134-136, 138-139	4,655.48
	(本郷地区) 1, 22, 28	371.50
	(新鶴地区) 1, 4-5, 7, 9-11, 13-14, 22, 27, 29	700.43
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(高田地区) 1-5, 8-10, 17-26, 52-53, 57-60, 62, 64-66, 68-72, 74, 80, 91, 93-95, 102, 114-115, 117, 128, 131	4,065.37
	(本郷地区) 2-21, 23-27	2,002.05
	(新鶴地区) 2-3, 6, 8, 12, 19-21, 23-25, 28-29	513.96

	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	(高田地区) 57林班 (1-3, 5, 7, 8, 118-143, 146-148, 159, 166, 178-180, 193-200, 206-225, 227-251, 257-264, 266-269) 62林班 (211, 213, 215, 220, 231, 239, 241, 243, 246, 251) 128林班 (124, 126-128, 130-132, 135, 138, 144, 146, 147, 154, 156, 159, 180, 182, 186-188, 191, 195-198, 204, 221-226, 228-233, 235-255, 257, 276, 282, 285) 131林班 (44, 57) (本郷地区) 24林班 (5-11, 20-22, 50-60, 72-77, 79, 82, 84-86, 449, 455)	22.21
--	---	--	-------

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	(高田地区) 6-7, 13-16, 28-29, 31-32, 34-51, 54-55, 63, 78-79, 81-90, 96-98, 104-107, 109-112, 126-127, 129-130, 132-133	6,596.8
		(本郷地区) 28	135.94
		(新鶴地区) 15-16, 18	104.73
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	(高田地区) 11-12, 27, 33, 56, 61, 67, 73, 75-77, 80, 92, 99-103, 113-114, 116, 118-125, 134-136, 139	4,490.25
		(本郷地区) 1, 22	235.56
		(新鶴地区) 1, 4-5, 7, 9-11, 13-14, 22, 27, 29	700.43

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	（高田地区） 82-89	1,089.51
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	（高田地区） 137-138	246.75
		（本郷地区） 28	135.94
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（h a）
設定なし		

【別表 4】松くい虫対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林の区域

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
本郷地区	28 林班（3～7, 10～13, 16, 17, 20, 24～27, 30, 34, 36～38, 40～44, 46, 52, 69, 79, 186, 188 小班）	該当なし	
高田地区	該当なし	138 林班 （7～9, 10, 58, 239, 241, 248, 252, 379, 424, 426, 471, 473, 484, 541, 585, 609, 642, 675, 689, 698, 844, 876, 877, 897, 915, 994, 1065, 1070, 1079, 1080, 1100, 1125, 1130, 1136, 1137, 1177～1179, 1182 小班に限る） 139 林班（108, 198, 201, 204, 264, 294, 429, 457, 467, 469, 570 小班に限る）	

新 鶴 地 区	該 当 な し	1 林班（135, 143 160～162, 178, 188, 194, 198, 249, 249-1 小班に限 る） 2 林班（168, 173 173-2, 183, 186, 190, 206 ～209, 218, 220, 231, 232 234, 235, 237, 260, 266 278, 280, 285, 293, 297 300, 301, 303, 306, 313 320 小班に限る） 3 林班（3, 5, 9, 22, 29, 30, 31, 85, 102, 105, 111, 118, 123, 128, 134, 137 小班に限る）	
------------	---------	--	--